

第 40 回定時株主総会 事前及び当日ご質問への回答（書き起こし）

事前ご質問に対するご回答

Q1

カナダにおける訴訟の経緯、和解の意義及び今後の訴訟リスクについて

A1

健康に係る訴訟において、JTI マクドナルド社は企業債権者調整法（CCAA、日本の民事再生法類似の事業再生型手続）を適用のうえ、再生計画案にかかる調停手続を行っていましたが、被告たばこ会社3社にて同意する旨の合意がなされていた再生計画案に対し、カナダ現地時間3月6日、現地裁判所は、これを承認する旨の決定を下し、和解することとなりました。今後、各種条件を充足させるための諸手続を経て、和解を含む再生計画が発効されることとなります。

カナダにおいては、1950年以降の現地たばこ会社の行為により損害を被ったとして、その賠償を求めて順次訴訟が提起されてきましたが、本再生計画は、同子会社に対し係属している計18件の訴訟の全てを終局的に解決する旨の合意を含むものです。

したがって、本再生計画発効後においては、同子会社に対し係属中の喫煙と健康に関する全ての訴訟に関する原告側の請求棄却が確定し、また、製造たばこに関わる同子会社及びその関連会社の過去又は現在の行為に起因する損害賠償請求や訴訟提起等が禁止されることとなります。

また、今回の和解により、同子会社の事業継続は担保され、JTGのカナダ事業が過去長期に亘って置かれていた不透明な状況が払拭されるだけに留まらず、引き続きカナダ市場のJTG 全社収益・キャッシュ創出に対する貢献が期待されます。

また、本件に関連して、喫煙と健康に関する訴訟リスクに対する考え方についてもご説明いたします。

JTI マクドナルド社を含む現地たばこ会社等に対し提起された訴訟は、たばこに対する厳しい考え方というカナダの国情が反映された法律や同国固有の法制度を背景に、1999年の当社による R.J.レイノルズ社米国外たばこ事業買収前の過去の現地たばこ会社の製造たばこに関する行為を理由としたものであるため、今回和解をしたことが直ちに他国事業へ波及するものではないと認識しております。

また、現在は、各国におけるたばこに対する規制が整備され、これらを遵守した上で事業活動を実施していること等を背景として、世界的に喫煙と健康に関する訴訟は収束傾向を辿り、たばこ業界に対し重大な影響を及ぼし得る製造たばこにかかる新たな訴訟の提起は確認されておらず、今後同種の訴訟が提起される蓋然性は低いと考えております。

今後も、各種訴訟案件について適宜適切に対処してまいります。

Q2

カナダにおける訴訟の業績、配当への影響について

A2

JTI マクドナルド社の和解金支払いは、頭金として、再生計画案で定義される時点における同子会社の現金及び現金同等物の額を支払った後、分割金として毎年同子会社の純利益の70%~85%を支払うこととなります。その支払総額が被告たばこ会社3社合計で325億カナダドルに達するまで、分割金の支払いが継続されるため、支払いの完了には、20-30年程度かかると見込んでおります。

本件和解に伴い、当社は訴訟損失引当金 3,756 億円を 2024 年度の営業費用に一括して計上することとし、当期利益に対するマイナス影響は 2,841 億円となります。

今回の一時的な損失については、その利益変動の性質及び翌期以降の利益計画も精査したうえで、総合的に判断した結果、配当に影響させないことといたしました。したがって、本日第1号議案としてお諮りしております期末配当 97 円（年間配当 194 円）の変更はいたしません。

また、2025 年以降への財務影響は存在するものの、損益に与える影響の程度は限定的と見込まれることから、現時点において 2025 年業績見込及び配当予想の修正は予定しておりません。

Q3

事業ポートフォリオの考え方について

A3

事業ポートフォリオの在り方については、不断に検討しているところです。

当社は、中長期に亘る持続的利益成長の実現に向けて、「利益成長の中核且つ牽引役」としてのたばこ事業及び「利益成長を補完する役割」としての医薬・加工食品事業によって、事業ポートフォリオを構成しております。

たばこ事業は、紙巻きたばこ等の燃焼性のたばこ製品である Combustibles においては更なる収益性向上を図るとともに、今後最も成長が見込まれる Reduced Risk Product (RRP)、特に加熱式たばこである Heated Tobacco Stick、当社製品では Ploom X のカテゴリーに経営資源を集中的に投入することにより、中長期的に持続的な利益成長を目指しております。

医薬事業は、創薬力向上のあくなき追求と、個別製品の価値最大化、中長期的な事業基盤の最適化によるコスト削減などに、引き続き取り組んでまいります。

加工食品事業は、冷凍・常温食品、調味料の2事業に注力し、事業コスト高騰環境下における収益性の高い売上高成長の実現を目指しております。

収益性・投資期間等の事業特性が異なるたばこ事業、医薬事業、加工食品事業が将来的な利益成長を相互に補完することで、更なる成長を実現したいと考えております。

加えて、長期的視点で、当社のパーパスである「心の豊かさ」を育むことに貢献していくとともに、JT グループの利益成長への貢献も目指して、コーポレート R&D 組織 D-LAB における、研究や未来の事業シーズの探索・創出活動も継続しております。

当日ご質問に対するご回答

Q1

関税をはじめとした米国における事業環境の変化について

A1

米国による諸外国への制裁につきましては、カナダを含め関税引き上げ及びそれらが引き起こす可能性がある対抗措置について状況を注視しております。

当社としましては、最も可能性の高いシナリオを予測し、それらが当社の事業やサプライチェーンの継続性に与える影響を軽減するよう努めております。

最近発表させていただきましたとおり、米国におきましては、ベクター社の買収をし、米国市場向けの国内製造も可能になっているところでございます。これにより、関税といった懸念からは、さらに距離を置けるようになったと認識しております。

ただし自社の業績・業界への影響につきましては、繰り返しとなりますが、様々なシナリオが想定され、現時点で事業影響について言及することは困難でございます。引き続き状況を注視し適切な対応を行ってまいります。

カナダからアメリカへ輸出する際に関税は問題ないか、という観点につきましては、当社においてカナダからアメリカへ輸出している量は非常に微小であり、関税増加に伴う影響も非常に軽微となっております。

関税だけに限らず、トランプ政権による全体的な弊社事業への影響に関しては、政権交代に伴い、政策の変更が徐々に決定されていくと考えております。現時点で影響は不明ですが、今後も状況を注視し適切な対応を図ってまいります。

Q2

役員選任の考え方・女性管理職の登用について

A2

当社役員候補者の選定にあたりましては、性別や年齢国籍等に関係なく、企業人としての高潔な倫理感、知識、経験、能力を兼ね備え、当社の経営理念である4Sモデルに共感する適任者の方を選定しております。

加えて、中長期にわたる持続的な利益成長と企業価値の向上に資するべく、人財の多様性こそ競争力の源泉であるという認識のもと、性別や年齢、性自認、性的指向、障がいの有無、民族、宗教、国籍だけではなく、経験、専門性など、異なる背景や価値観を尊重し、互いに価値を見出し、多様な人財が持つ能力を最大限発揮できる組織風土の醸成を図ることが事業競争力の強化、イノベーション創出力及び変化への対応力につながることから重要と認識しております。

このように多様性を重視する中で、女性ということに関しましては、まず女性管理職比率に関する2030年の目標として、グループ全体30%という目標を掲げております。

この達成に向けて経営陣自ら強いコミットメントのもと、事業部ごとに目標値を設定し、マネジメント候補者プールの形成、個々人の状況に応じた成長支援を行っております。

加えて、性差によるキャリアギャップを解消させる制度の採用、リモートキャリア制度など、ロールモデルとなるような女性管理職の積極的な登用、社内女性ネットワークの構築と女性マネジメント輩出とその支援に資する取組みを様々な角度から実施しております。

このような取組みを通じ、JT グループの女性マネジメント比率については、2024年12月末時点で24.9%となり、30%の目標に対し着実に推移しております。ご意見賜りました社内からの執行役員の輩出につきましては、このようなパイプラインを充実させつつ、着実に成長支援を行い、いずれは皆様にご披露できるように取り組んでまいります。

Q3

為替の変動が与える影響について

A3

当社は為替の変動を大きく受ける事業構造になっており、現時点、今年につきましても、すでに足元でドルやルーブルのレートがかなり変動しております。今年の計画では、たばこの売上収益で450億円、調整後営業利益で800億円のマイナス影響を見込んでおります。

調整後営業利益につきましては、主にロシアルーブル、それから一部の新興国通貨のイランリアル、トルコリラ、といった通貨のネガティブな影響を想定しております。

かなり為替のレートは変動しますが、当社としては、売上の通貨とコストの通貨を合わせ、その場合にヘッジを行うといった施策を通じて、為替の影響をなるべく吸収しながら事業運営を行ってまいりたいと考えております。

引き続きのご理解とご支援を賜ればと思います。

Q4

将来的なたばこに関する規制への対応について

A4

一般的なたばこ製品に係る規制につきましても、各国により状況は違いますが、今後も継続・強化されるものと想定しております。当社の考え方としましては、喫煙は健康上のリスクを伴うということから、適切な規制が必要であると考えております。また、適切な規制は、事業に予見可能な安定性をもたらすとも考えており、支持する立場でございます。

一方で、過度な規制は、当社事業のみならず、様々なステークホルダーにも影響を及ぼすと考えており、各国の状況を注視するとともに、各国の実情に応じた適切かつ合理的な措置が講ぜられるよう、必要に応じ各国とも対話をしていく所存でございます。

当社は、これまでも多くの国々において実施された多くの規制措置を適切に遵守したうえで、商品開発力の強化、製品品質のさらなる向上等、実行可能な施策を通じ、競争力を強化することで事業を成長させてきております。今後もお客様のニーズに合った商品をお客様にお届けしていくことで、競争力を強化していく所存でございます。

Q5

株主優待の廃止及び株主還元方針について

A5

当社では、株主の皆様へ当社グループ商品のご利用を通じて、事業についてより一層ご理解いただくことを目的に、2004年より株主優待制度を実施してまいりました。

しかしながら、株主の皆様への公平な利益還元のあるあり方といった観点から慎重に検討を重ねた結果、1株当たりの配当金による利益還元は株主還元を集約することとし、2023年を最後に株主優待制度について廃止することといたしました。

当社では、今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付け、企業価値の向上に取り組んでまいります。

公平な株主還元という観点について補足いたしますと、もともと株主優待制度は100株、1単元以上を1年以上継続して保有していただく株主様を対象にしておりました。加えて、多くの機関投資家の方々が利用していないということもあり、すべての株主の方に行き渡っていないという公平性の観点を踏まえて廃止を決定いたしました。

また、株主還元につきましては、4Sモデル及びJTグループパーパスに則り、経営資源の配分を行ってまいりの方針に変更はございません。その中で事業投資を最優先した上で、中長期にわたる持続的な利益成長の実現を目指し、事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視していく方針についても変更はございません。

株主還元方針につきましては、単年度の利益見通しをベースに、資本市場で競争力のある水準として配当性向75%を株主還元の目安としております。繰り返しになりますが、株主還元のあり方は、1株当たりの配当金を中心としております。

今後とも配当性向に目安を持ちつつ、中長期的な利益成長を実現することにより、株主還元の向上を目指してまいります。そのために必要な当期利益の中長期的な成長に寄与する為替一定調整後営業利益の成長を引き続き追求してまいります。

Q6

サイバー攻撃への対応について

A6

サイバー攻撃につきましては、近年数が増加しており、その攻撃手法についても巧妙化、多様化、高度化していることから、一定のセキュリティ対策を講じている組織までも被害を受けるケースが続出していると認識しております。

当社では、被害を最小化するための対策として、社内にセキュリティーチームを設置し、社外の専門会社とも連携する体制をとっております。

具体的な取組みの例といたしましては、抑止の観点から従業員に対するサイバーセキュリティの教育啓発の強化、ならびに最新の脅威、脆弱性に関する事例の収集に加えて、第三者機関によるセキュリティ診断を実施しており、防止の観点からも多層的なセキュリティ対策を行うとともに、最新の技術を活用した対策についても実施、強化しております。

また、昨年は当社がサイバー攻撃を受けたシナリオを想定した全社的な危機管理訓練を役員まで含めて実施しております。

Q7

修正後発生事象（カナダにおける訴訟）について

A7

カナダの訴訟の引当金につきましては、2024年実績の修正後発生事象として取り扱っております。修正後発生事象につきましては、決算日後に発生した会計事象ではございますが、実質的な要因が決算日現在においてすでに存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積もりをする上で、追加的、客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象でございます。

このような会計事象につきましては、当該決算期の財務諸表に影響を及ぼすことから、重要な後発事象は財務諸表の修正を行うことがIFRS上求められております。

修正後発生事象の例示として、IFRS基準では期末において、現在の債務を有していたことを証明する訴訟等の解決を挙げているところでございます。こういった修正後発生事象に係るIFRS基準に照らし合わせ、当社といたしましては、今回のカナダの訴訟事案を2024年の修正後発生事象として取り扱うことといたしました。

なお、会社法と金融商品取引法で取扱いが異なっていることから、少し混乱を招いているかもしれませんが、このような（校注：株主総会の事業報告及び計算書類には反映しない）扱いとさせていただきます。

Q8

カナダにおける訴訟の和解内容ならびに他国への影響について

A8

カナダにおける訴訟の和解につきましては、当社 JTI マクドナルドが所有している現金及び現金同等物に関し、最初に一定の金額をお支払いするとしたうえで、その後、JTI マクドナルドの純利益の70%から85%を毎年お支払いするという和解について合意をしたという内容になっております。

1点追加で補足をいたしますと、当社は今回の再生手続きの期間中、JTI マクドナルドにありました現預金については一切動かさない状況でございました。

このようなことから、今回の和解により毎年純利益の70%から85%をお支払いするのですが、残る利益については、当社グループの利益として扱うことができるようになるということでございます。そのため、一時金全体の金額の観点から申し上げると大きな金額ではございますが、カナダの事業が我々の利益にこれから貢献をしていくという観点においては、意味があるものと考えております。

今回カナダで起きました訴訟、そして和解、和解金の支払いという同じような事象が他国でも起きないかどうかということにつきまして、まず今回の和解は JTI マクドナルド社を含む現地のたばこ会社等に対して提起された訴訟に基づいております。今回の事象自体は、たばこに対する考え方というカナダ国情が反映された法律やカナダ固有の法制度を背景にされた訴訟ということでございます。

従いまして、カナダ固有の事象であったと考えておりますので、今回包括和解をして今後

和解金を支払っていくことが、直ちに他国で同様なことが起こるよう波及するものではないと認識しております。

他国における訴訟等は今後も起き得るわけではございますが、そういった状況も踏まえたうえで、そういった国々における我々の事業の実施継続、実施の仕方について適切に対応していくことにより、リスクを低減させていきたいと考えております。

Q9

優秀な人財確保に関する考え方について

A9

当社では、人財の多様性を今後も最重要と位置付けて、優秀な人財を惹きつけられるような様々な取組みを推進しております。

日本国内唯一のたばこ製造販売企業であるとともに、海外市場への展開や医薬・加工食品事業などの多角化を進めており、独自性の高い事業基盤を強みに一定の採用競争力を有していると自負しております。

幅広い領域での経験を通じてキャリアの方向性を見極めていく総合職採用に加えて、入社段階からのカテゴリ別採用や職務をベースとしたキャリア採用（いわゆる中途採用）を行うことによって、本人の思考や希望に合わせたキャリア形成が実現しやすい環境を整備しております。

また、海外赴任の機会も多いため、グローバル志向のある人財にとって挑戦の機会が広く、すべての従業員を対象に、それぞれのキャリアにおいて必要なスキルを身につけられる研修を実施する等、成長支援にも力を入れております。

同時に、ダイバーシティの推進や福利厚生をはじめとした制度の充実にも努め、働きやすい職場環境の維持改善を行うとともに、多様性を尊重する制度と組織風土を整えている、ということも候補者の方々にはお伝えしております。

また、給与水準につきましては、市場価値に基づく競争力ある給与水準の設定となるよう、他の企業群をベンチマークとして毎年検証を実施していることから、十分に競争力のある水準を維持していると考えております。

新卒の初任給に関しましては、同様の考え方により、直近では2024年、2025年卒で引き上げを実施しており、2026年卒についても引き上げを予定しているところでございます。

また、給与は基本給だけではなく、賞与、それから住宅手当等の福利厚生を含めた包括的な報酬体系として魅力的であるということが重要であると認識しており、これらもすべて学生もしくは我が社の門戸を叩いてくださる方に十分なコミュニケーションを通じてご評価いただいていると思っております。

Q10

喫煙マナー・吸い殻のポイ捨てに対する見解について

A10

たばこの吸い殻に対してご清掃いただきありがとうございます、お考えをお聞かせいただきありがとうございます。

ございます。

吸い殻のポイ捨てに関しまして、1つは街、そして自然の美観を損なう恐れがあること、また火が消えてない場合では最悪火災の原因となりうる可能性もあると考えており、当社としても重大な問題であると認識しております。

たばこを吸われる方の喫煙マナーについては、最終的に個々人のモラルの向上に解決を求めるところでございます。

ただ、当社といたしましても、たばこを製造し販売していることを考え、たばこを吸われる方と吸われない方がよりよい形で共存できるよう、事業の活動としてマナー向上のアクティビティを行っております。具体的には、たばこの喫煙、そしてマナーに関する広告活動をポスターという形で行っております。加えて、「ひろえば街が好きになる運動」という市民参加型の清掃活動を実施しております。

また、商品といたしましても、できるだけ共存社会を目指しており、それに資する商品と研究開発を進めているところでございます。

また、吸う場所がないという点においては、結果として吸い殻のポイ捨てが発生しているとも理解しておりますので、分煙コンサルティングや喫煙所設置の活動について、アクティビティを行っているという状況でございます。

当社においては、これからもこれまでもたばこを吸われる方と吸われない方の共存を目指しておりますので、その中で喫煙マナーの向上に対してより一層取り組んでまいりたいと思います。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

Q11

たばこの吸い殻の活用について

A11

当社はたばこの効能等、様々な研究等をさせていただいておりますが、吸い殻の活用という形でご意見をいただいたのは非常に感銘を受けました。今後のご参考とさせていただくべく、ご意見を賜れたことを嬉しく思っております。

今後も当社の商品をより楽しんでいただき、ご満足いただけるよう、取り組んでまいりたいと思っております。その結果として、株主様方のご期待に沿えるよう頑張っていきたいと思っております。何卒引き続きご愛顧・ご支援をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

※多くの株主様の読みやすさの観点から、ご質問の趣旨を損なわない範囲で質問内容の一部について要約・補足等を行っております。

以上